

「豊能町地域公共交通計画」の策定に向けて

豊能町地域公共交通会議

1. 「地域公共交通計画」とは？

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が定める法定計画（現在は努力義務、R6 に必須計画）
- ・地域公共交通に関するマスタープラン（基本となる計画）で、
地域の移動手段の確保・維持・改善にむけた方針や具体の取組みを記載
- ・計画では、次の点が重要とされる

✓地域公共交通とまちづくりとの一体性

- ▶まちづくり、観光、医療、福祉 等

✓持続可能な地域旅客サービスの確保

- ▶鉄道、路線バス、タクシー等や、無料送迎バス等による「輸送資源の総動員」

✓地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ

- ▶交通サービスどうしの連携や、身の丈にあったサービスの確保

✓地域、交通事業者、行政等の関係者の連携・役割分担

- ▶住民ニーズの反映や、住民の主体的な参画

- ・計画策定により、次の利点が想定される

✓地域公共交通の「憲法」

- ▶本計画は、今後の地域公共交通のあり方を定める宣言文となる。このため、個別の要望（増便、路線延伸等）に対し、地域公共交通のあり方の観点から明確に回答可能になる。
- ▶地域公共交通にかかる予算化や補助申請、関係者協議・説明等の際に、よりどころとなる。

✓まちづくりや観光等の他施策との連携強化

- ▶様々な分野の「移動」にかかる施策を横ぐしにつなぐ取組みへ発展させやすくなる。

✓関係者間の連携強化・役割分担明確化

- ▶行政、交通事業者、地域団体等の協議・意見交換・合意のもとに計画を策定・推進するため、関係者間の連携強化に繋がる。

✓交通機関同士の連携強化・役割分担明確化

- ▶鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体的に活用し、地域全体のネットワークの連携強化や効率性向上等を検討できる。

✓地域公共交通事業の継続性確保

- ▶関係者個人の顔ぶれが変化しても、事業が当初の目的や計画に沿って継続して推進される。

✓地域公共交通に対する財源確保

- ▶国土交通省の「地域公共交通確保維持事業」等の新たな財源が活用可能となる。

※「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第3版」（令和4年3月 国土交通省）より作成

2. 計画策定の進め方及び今後のスケジュール

(1) 計画策定に向けた考え方

豊能町では、人口減少や生活スタイルの変化、コロナ禍による人の移動の減少等に伴い、地域公共交通における需要縮小や経営状況悪化、乗務員等の担い手不足等が進んでおり、厳しい環境にあります。

そこで、豊能町における地域公共交通を未来にわたって確保・維持・改善するため、町総合まちづくり計画、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との整合を図りつつ、地域公共交通の利用実態やニーズ、地域条件等を整理し、直面する問題点・課題を抽出したうえで、それらの解決に向けた地域公共交通に関する方針や施策を検討し、地域公共交通にかかるマスタープランとなる「豊能町地域公共交通計画」を策定（地域公共交通活性化再生法に基づく計画）します。

(2) 計画の概要（案）

計画の区域 豊能町全域

※ただし、町内外を連絡する鉄道、路線バス等を含む

計画の期間 令和6(2024)年度から概ね5年程度

(3) 全体スケジュール（予定）

	R4						R5												R6		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町民の移動需要調査	→																				
公共交通に関する課題整理						→															
基本方針や目標の設定							→									→					
事業等の検討											→										
計画の作成											計画 (たたき案)	●				計画 (素案)	●			計画 策定	●
公共交通会議	●				●			●				●					●				●
その他																パブリック コメントの実施	→				

3. 現況把握に向けた各種調査の実施（案）

豊能町における地域公共交通の目指すべき姿を検討する基礎資料とするため、地域公共交通の現況等を把握する各種調査を行います。

表 調査 概要（案）

主な対象	項目	内容（案）	備考
全般	地域公共交通のデータ整理	統計データ等から、利用や運営の状況を整理	
住民等 	町民アンケート	住民等の移動実態等を把握	町内約 3,000 世帯へ郵送配布・回収
利用者等 	駅等での調査	主要な地域公共交通の拠点で調査員がアンケートを配布、郵送回収	鉄道 3 駅、主要バス停留所数カ所（希望が丘四丁目、余野、支所前 等）を想定
	デマンドタクシー調査	利用者へ乗務員の方より調査票を配布、郵送回収	ご協力が得られれば実施
供給者等	関係者ヒアリング調査	公共交通事業者、近隣市町、乗務員等と意見交換	ご協力の得られる範囲で実施
	地域の輸送資源調査	地域の移動手段としての活用可能性の把握	送迎バス運行施設等へのアンケートを想定（※下図参照）

※上記のほか、「子どもへのアンケート」（通学支援に資するニーズの把握等）の実施を検討中。



図 地域の実情にあわせた交通手段見直し(国土交通省資料より作成)

地域公共交通計画とは

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとつて望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・ **コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進**
 - ・ 観光客の移動手段の確保等、**観光振興施策との連携**
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・ 公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
 - ・ ダイヤや運賃等のサービス面の改善による**利用者の利便性向上**
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・ 従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用**
 - ・ **MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上**
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・ 法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
⇒ **地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関

